

神戸市立医療センター中央市民病院広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立医療センター中央市民病院（「以下「病院」という。」）が保有する資産を広報媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図りつつ、病院の新たな財源を確保し、もって患者サービスの向上と病院の健全経営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところとする。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ① 病院の広報その他の印刷物
 - ② 病院のWEBページ
 - ③ 病院の公有財産
 - ④ その他広告媒体として活用できる資産で管理者が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は提出することをいう。

(募集)

第3条 広告を掲載しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した広告媒体ごとの募集要項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法
- (5) 広告掲載料の予定価格
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

(申し込み)

第4条 広告の掲載を希望するものは、広告媒体ごとの募集要項により定められた広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申し込むものとする。

(範囲)

第5条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの

- (5) 政治性のあるもの
 - (6) 宗教性のあるもの
 - (7) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - (8) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - (9) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (11) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (12) 個人・団体の意見広告と名刺広告
 - (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (15) 社会的な観点から適切でないもの
 - (16) 病院事業の運営に支障を及ぼすと考えられるもの
 - ① 病院、診療所、助産所
 - ② 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
 - ③ 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）
 - ④ 健康食品、健康機能食品、特別用途食品
 - ⑤ 介護保険法に抵触するサービス・その他高齢者福祉サービス等
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと管理者がみとめるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定めるものとする

（審査機関）

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の構成員は別紙のとおりとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告掲載料は、掲載の決定後、指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、審査会が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

（広告主の責任等）

第8条 広告の内容に関する責任は、広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取り消し)

第 9 条 病院の運営上支障があるとき又は指定する期日までに原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(損害賠償請求)

第 10 条 広告掲載内容により病院が損害を被った場合は、広告主に損害賠償請求を行うことができるものとする。

(掲載料の還付)

第 11 条 広告掲載が決定した後に、広告主の責に帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、院長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

神戸市立医療センター中央市民病院

広告審査委員会委員名簿

役職名	委員名等
委員長	庶務課長
委員	庶務課主幹
委員	医事課長
委員	情報企画課長
委員	地域医療推進課長
委員	PFI 事業者
事務局	庶務課庶務係長